

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月2日
【会社名】	スミダコーポレーション株式会社
【英訳名】	SUMIDA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 堀 寛二
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船三丁目7番2号 KDX銀座イーストビル7階
【電話番号】	(03)6758局2470番(代表)
【事務連絡者氏名】	シニアオフィサー 合澤 仁志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船三丁目7番2号 KDX銀座イーストビル7階
【電話番号】	(03)6758局2470番(代表)
【事務連絡者氏名】	シニアオフィサー 合澤 仁志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(2024年度当社子会社の取締役及び従業員に対する業績達成条件付新株予約権(株式報酬型ストックオプション))その他の者に対する割当 0円 (新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 621,300円 (2024年度当社執行役に対する業績達成条件付新株予約権(株式報酬型ストックオプション)) その他の者に対する割当 127,326,980円 (新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 127,473,780円
【安定操作に関する事項】	(注)1. 本募集は、2024年3月26日の当社定時株主総会による委任決議及び2024年3月27日の当社報酬委員会の決議に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行するものであります。 2. 2024年度当社子会社の取締役及び従業員に対する業績達成条件付新株予約権の募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。また、2024年度当社執行役に対する業績達成条件付新株予約権の払込金額の総額は、2024年4月24日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値等に基づきブラック・ショールズ・モデルにより新株予約権の公正価額として算定する1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額を記載しています。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月27日に提出いたしました有価証券届出書について、参照書類の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正し、併せて参照書類の補完情報を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照願います。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第69期）自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

2024年3月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第1四半期（自2024年1月1日 至2024年3月31日）2024年5月10日関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2024年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2024年3月26日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2024年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年3月27日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第69期）自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

2024年3月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2024年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2024年3月26日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2024年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年3月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類である有価証券報告書（第69期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年3月27日）までの間に生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年3月27日）現在において変更の必要はないと判断しています。

（訂正後）

参照書類である有価証券報告書（第69期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年4月2日）までの間に生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年4月2日）現在において変更の必要はないと判断しています。